## 介護用品(紙おむつ等)支給事業

在宅で生活している寝たきり又は認知症高齢者等を介護している家族に対して、 介護用品(紙おむつ・尿とりパッド等)を支給することにより、介護をしている 家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るサービスです。

- 1. 支給要件(下記の条件をすべて満たしている人を在宅で介護している市内在住の家族が対象)
  - (1) 市内に住民登録があり、かつ市内にて在宅で生活している (施設に入所又は入院中の場合は対象外)
  - (2)介護保険の要介護認定で要介護3、要介護4又は要介護5と認定されている
  - (3)介護者を含めた世帯員全員が市民税非課税世帯 (介護者が別居の場合や世帯分離している家族は、その世帯も市民税非課税世帯)

## 2. 制度内容

月額8,000円(税込)を限度とし、紙おむつや尿とりパッド等を現物で支給します。 ※限度額を超えた分は自己負担になります。

## 3. 利用の流れ

①申し込み

明石市役所 高齢者総合支援室に「介護用品支給申請書」を提出してください。

1

※申請書については、明石市役所 高齢者総合支援室(本庁2階7番窓口) または、明石市役所のホームページからダウンロードできます。

②審査

1

審査の結果、利用が認められた方には、「介護用品支給決定通知書」を 送付します。なお、審査・利用決定には1ヶ月程度時間がかかります。

③ 支給開始

「介護用品支給決定通知書」とともに同封されている商品カタログより ご希望の商品を選び、担当業者へ注文してください。

※担当業者や商品、商品単価は変更になることがあります。







【問い合わせ先】